



# 電子記録債権のこれまでとこれから

平成27年10月20日

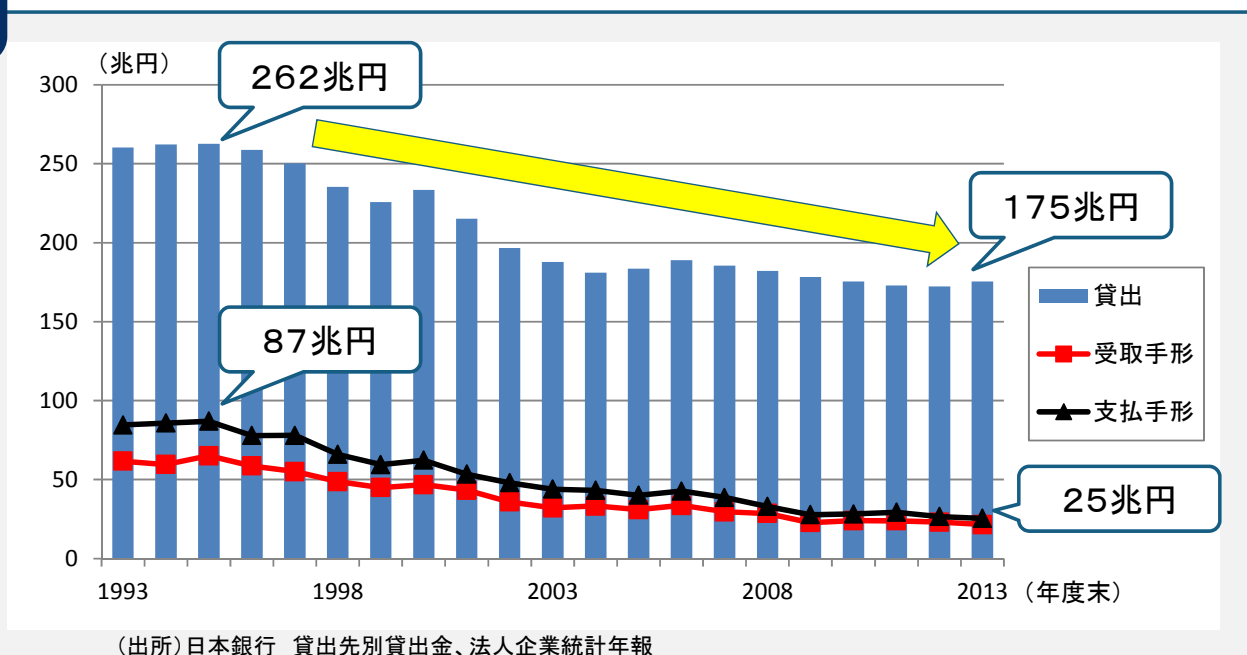
金融庁総務企画局

課長補佐 中村 香織

# 電子記録債権制度創設の背景

## ① 中小企業の資金調達環境

- 中小企業向け貸出金の減少  
ピーク1995年度末: 262兆円  
→ 2013年度末: 175兆円  
(▲33%の減少)
- 手形取引も大幅に縮小  
ピーク1995年度末: 87兆円  
→ 2013年度末: 25兆円  
(▲70%の減少)



## ② 売掛債権、手形等の課題

- ✓ 売掛債権等  
二重譲渡のリスク、  
譲渡の際に債務者への通知が必要 等
- ✓ 手形  
作成・交付・保管コスト、  
紛失・盗難のリスク、分割不可 等

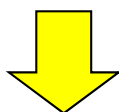
## ③ 商取引の電子化の動き

IT化の進展

- ➔ 商取引の電子化  
(インターネット・バンキング等)
- ➔ 債権の電子的取り扱いへの期待

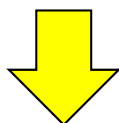
# 電子記録債権制度創設までの経緯

- 平成15年 7月 「e-Japan戦略Ⅱ」(IT戦略本部)
- 平成17年12月 「電子債権に関する基本的な考え方」(法務省・経済産業省・金融庁)
- 平成18年6月～12月 金融審第二分科会「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ」



上記検討を踏まえ

- 平成19年 6月 **電子記録債権法公布**  
債権の発生・譲渡等の効力発生要件を電子債権記録機関が管理する記録原簿への電子記録とすること等を規定  
(参考) 流通性等を踏まえ、政令で定めるものについては、社債券その他金融商品取引法上の有価証券とみなす旨規定。
- 平成20年12月 **電子記録債権法施行**



こうした動きを受けて

- 平成21年～22年 **主要3行**がそれぞれ電子債権記録機関を設立
- 平成25年2月 **全銀協**が電子債権記録機関を設立

## 4つの電子債権記録機関

現在、4つの記録機関がサービスを提供(でんさいネットと3メガの記録機関ではサービス内容が異なる)

	日本電子債権 機構株式会社 (JEMCO)	SMBC電子債権 記録株式会社	みずほ電子債権 記録株式会社	株式会社 全銀電子債権 ネットワーク (でんさいネット)
開業日	平成21年7月27日	平成22年7月6日	平成22年10月4日	平成25年2月18日
株主構成	三菱東京UFJ銀行 100%	三井住友銀行 100%	みずほ銀行 100%	全国銀行協会 100%
主なサービス内容、 対象企業 等	<p>支払企業(主に大企業)およびその取引先である納入企業(主に中小企業)向けのファクタリングサービス(※)が中心。 (※)企業が保有している売掛債権を買い取り、その債権の回収を行う金融サービス(企業は売掛債権の早期資金化が可能)。</p> <p>納入企業が支払企業に対して有する債権を電子記録債権化し、必要に応じて買取を実施。</p>			<p>手形代替が前提。 納入企業は、債権を転々流通させることが可能(手形割引、手形貸付に代わる「でんさい割引」、「でんさい貸付」等も可能)。</p>

(注)電子債権記録機関は、法令により専業制が採用されている(電子債権記録業およびそれに附帯する業務のみ行うことができる)。

そのため、債権の買取や割引等は、記録機関の業務ではなく、債権買取会社や金融機関等の業務となる。

(出所)『『でんさい』の現状と課題』(平成26年12月16日、決済業務棟の高度化に関するスタディ・グループ資料)より作成

# 電子記録債権のメリット(「でんさい」の例)

## 債務者(支払企業)のメリット

- 手形の発行・支払にかかる事務負担の軽減



- 手形の搬送コストの削減



- 印紙税が不要

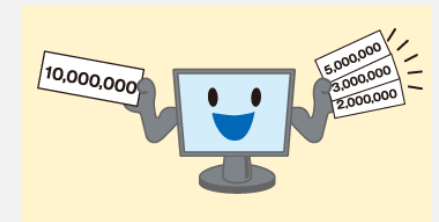


## 債権者(納入企業)のメリット

- ペーパーレス化により紛失・盗難の心配なし



- 保管の必要なし



- 分割が可能



- 自動入金のため取立手続きが不要



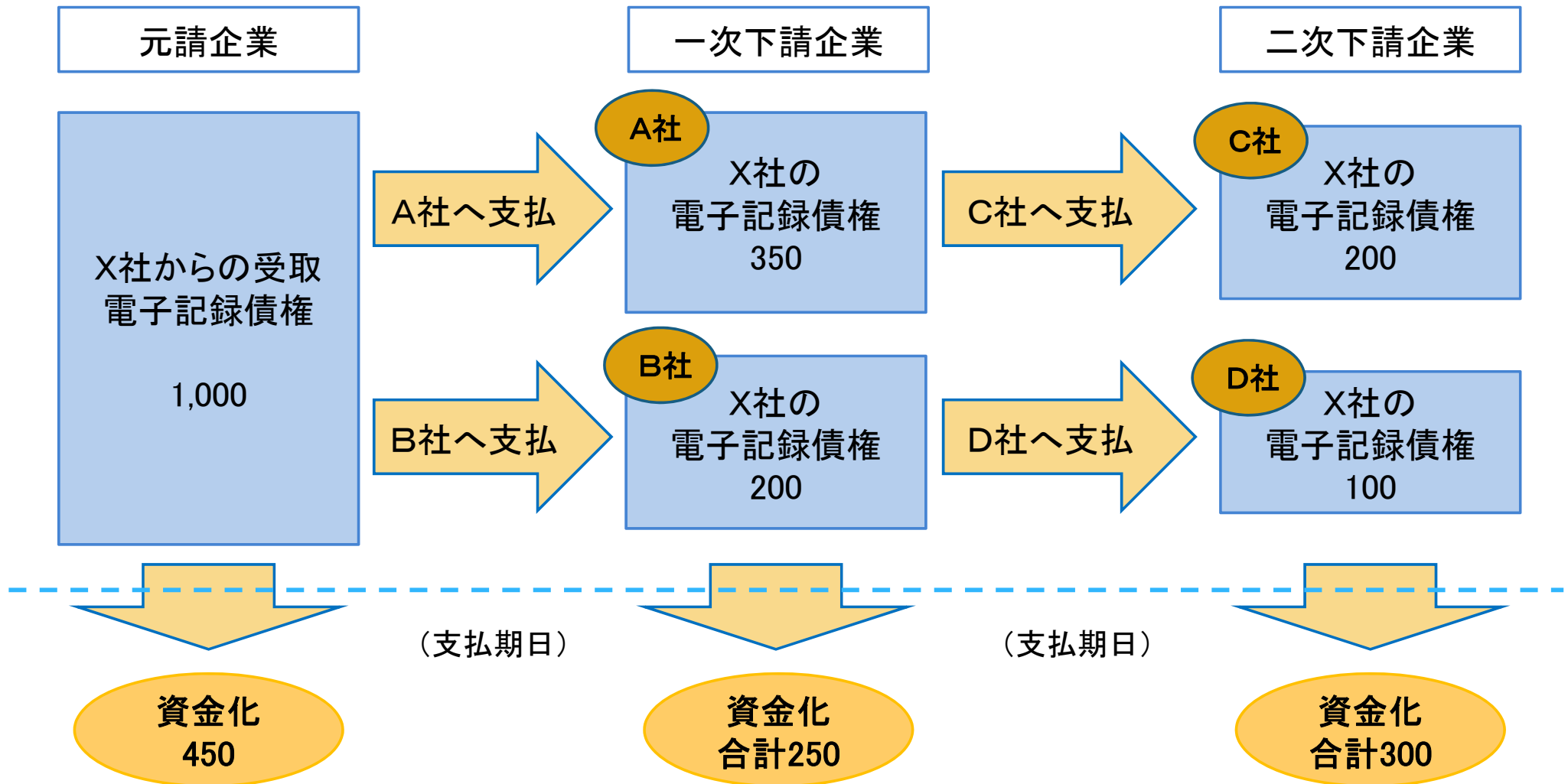
- 流通性が高く、資金化が容易

# 分割・譲渡による資金化のイメージ

【建設業における手形から電債へのシフトの例】

✓ ゼネコン/発注者から受け取った電子記録債権を分割して、下請先への支払いに充てるケース。

## X社が発生させた電子記録債権の活用例



(出所)「電子記録債権制度への期待について」(平成27年2月、「でんさい活用セミナー」における経済産業省作成資料)を基に作成

# 電子記録債権の課題(金融審議会での議論)

## 麻生金融担当大臣による諮問(平成26年9月26日、金融審議会総会)

### ○ 決済業務等の高度化に関する検討

決済サービスの高度化に対する要請の高まり等を踏まえ、決済及び関連する金融業務のあり方並びにそれらを支える基盤整備のあり方等について多角的に検討すること。

## 「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」の開催状況等

- 第1回:10月 9日(木) 新たなりテール決済サービス
- 第2回:10月20日(月) 銀行における決済業務の現状と課題、決済に係るグローバルな潮流
- 第3回:10月29日(水) 決済システム(全銀システム等)の高度化に向けた課題
- 第4回:11月 6日(木) CMS(キャッシュマネジメントサービス)の現状と課題
- 第5回:11月18日(火) 新しい決済サービスの発展に向けた課題
- 第6回:11月27日(木) 新しい決済サービスの発展に向けた課題
- 第7回:12月 8日(月) 決済サービスに共通する要請
- 第8回:12月16日(火) アジアを中心としたグローバルな連携・協力、**電子記録債権**
- 第9回: 1月21日(水) 消費者保護に関する取組み、銀行業規制等
- 第10回: 2月 5日(木) 銀行の決済関連業務
- 第11回: 3月24日(火) 欧米の決済サービスに関する法制度及びインフラ等
- 第12回: 4月22日(水) 中間整理(案)について  
4月28日(火) 中間整理公表

### 電子記録債権の現状

- 利用件数が目標に未達
- アジア新興国における関心の高まり



### 今後の課題

- 4つの電子債権記録機関間の債権の移動
- 地方自治体での活用
- アジア等への海外展開 等

## 岩原金融審議会会長の発言等(平成27年3月3日、金融審議会総会)

「決済業務等の高度化に関する検討につきましては、スタディ・グループにおいて4月を目途に中間取りまとめを行った上で、さらに議論を深めていくため、スタディ・グループをワーキング・グループに改組していくことにしたい。」



スタディ・グループをワーキング・グループに改組し、7月23日に第1回、9月15日に第2回を開催。  
アクションプランの策定や必要に応じて法制面の検討を進めていく予定。

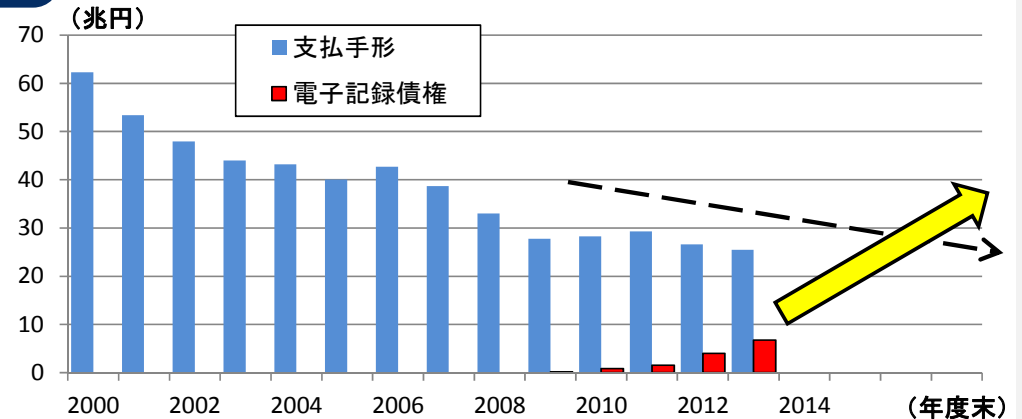


# 電子記録債権の「これから」(=20XX年の姿?)

## 手形から電子記録債権へのシフトの加速

足元では、電子記録債権(4社合計)の残高は年間3兆円規模で拡大

→ 今後、さらに活用が拡大し、  
手形・売掛債権から  
電子記録債権へのシフトが加速していく



(出所) 法人企業統計年報、電子債権記録機関より聴取した計数により作成

## 周辺国との電子記録債権ネットワークの構築

日本

アジア周辺国

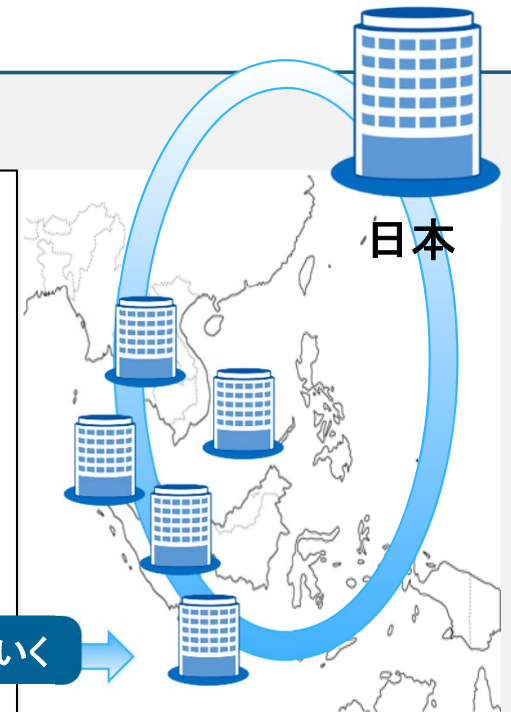
### 銀行間決済システムの相互接続

⇒ アジア諸国の銀行間自動決済システムと相互接続、送金手続き等を標準化し、クロスボーダーな決済環境を提供



さらに、我が国の先進的な決済システムやサービスを海外へ提供

電子記録債権制度が海外に拡大し、アジアの商流をつかんでいく





ご清聴、ありがとうございました。